

○山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令

平成31年3月19日

本部訓令第5号

改正 令和元年8月1日本部訓令第2号

山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令（平成4年7月27日山梨県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号）第2条第5項、第4条第1項及び第6条第5項の規定に基づき、山梨県警察職員（山梨県職員定数条例（昭和28年山梨県条例第22号）第1条第5号に規定する警察職員をいう。以下「職員」という。）の勤務時間の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 当番 1回の勤務につき、15時間30分の勤務時間を勤務開始から24時間を超えない範囲内で2日にわたって割り振る勤務をいう。
- (2) 非番 当番を終える日の勤務終了後の日をいう。
- (3) 日勤 1回の勤務につき、7時間45分の勤務時間を割り振る勤務をいう。
- (4) 週休日 勤務時間を割り振らない日をいう。

（特例の勤務に従事する職員の勤務制）

第3条 特例の勤務に従事する職員（以下「特例勤務職員」という。）の勤務制は、交替制、日勤制及び駐在制とする。

（特例勤務職員の範囲等）

第4条 特例勤務職員の範囲及び勤務制の区分は別表第1のとおりとする。

（特例勤務職員の勤務時間等）

第5条 特例勤務職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表第2のとおりとし、その勤務日及び勤務時間の割振りは所属長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則（令和元年8月1日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 略